

別表（産地競争力の強化）

| 区分 | 経費 | 事業実施主体 | 補助率（額） | 重要な変更 | |
|-----------------|--|---------------------------------------|--|---|---|
| | | | | 経費の配分の変更 | 事業の内容の変更 |
| 1 整備事業 （国事業） | 1 事業費 (1) 事業実施主体が、強い農業づくり交付金実施要綱に基づき、産地競争力の強化に向け設定する成果目標の達成のために行う整備事業に要する経費 | 1 経費の欄の1の(1)の事業実施主体は、次に掲げる者とする。 市町 | 1 経費の欄の1の(1)、(4)については、当該事業に要する経費の2分の1以内（農林水産省総合食料局長、農林水産省生産局長及び農林水産省経営局長（以下「生産局長等」という。）が強い農業づくり交付金実施要領に定める場合にあつては、生産局長等が国実施要領に定める率又額以内）とする。 ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19に規定する政令指定都市を除き、次に掲げる場合については、それぞれ次に掲げる率を付加する。 (1) 果樹を対象とする耕種作物小規模土地基盤整備のうち、園地改良、農道整備（園内作業道整備）暗きょ施工（排水路整備）及び土壌土層改良を行う場合10分の2以内（財政力指数が県以上の市町における事業の場合は、上記の率に0.7を乗じた率。ただし最終助成先が民間事業者の場合は0.85を乗じた率。） (2) 茶を対象とする耕種作物小規模土地基盤整備の | 1 経費の30パーセントを超える増減 2 経費の欄に掲げる1から2への経費の流用 3 工事雑費以外から工事雑費への流用 | 1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 施設等の設置場所の変更 |

| | | | | | |
|--------------|--|--|---|--|--|
| <p>(国事業)</p> | <p>(2) 事業実施主体が、強い農業づくり交付金実施要綱に基づき、産地競争力の強化に向け設定する成果目標の達成のために行う整備事業に要する経費に対し、市町が補助するのに要する経費</p> | <p>2 経費の欄の1の(2)の事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 農業協同組合連合会 (2) 農業協同組合 (3) 公社 (4) 土地改良区 (5) 農事組合法人 (6) 農事組合法人以外の農業生産法人 (7) 特定農業団体 (8) その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。） (9) 消費者団体及び市場関係者（生産局長等が国実施要領に定めるものをいう。） ただし、野菜の取組を対象とした、産地管理施設の整備に限るものとする。 (10) 事業協同組合連合会及び事業協同組合 (11) 食品事業者 以下のア又はイの場合に限るものとする。</p> | <p>うち、園地改良及び農道整備（園内作業道整備）を行う場合 10 分の 1.5 以内（財政力指数が県以上の市町における事業の場合は、上記の率に 0.7 を乗じた率。ただし最終助成先が民間事業者の場合は 0.85 を乗じた率。）</p> <p>2 経費の欄の1の(2)、(5)については、当該事業に要する経費に上記1の補助率を乗じた範囲内で、かつ、市町が補助するのに要する経費の10分の10以内</p> | | |
|--------------|--|--|---|--|--|

ア 大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売を行う事業者であり、製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合。

イ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工施設、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、でん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要な有機物処理、利用施設を整備する場合。

(12) 民間事業者

環境保全の取組のうち地域の未利用又は低利用有機資源の肥料化を対象とした地域資源肥料化処理施設の整備に限るものとし、生産局長が別に定めるものをいう。

(13) 中間事業者

国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設及び畜産物処理加工施設の整備に限るものとし、生産局長が別に定めるものをいう。

(14) 流通業者

青果物広域流通システム構築の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限るものとし、生産局長が別に定めるものをいう。

(15) 特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び

一般財団法人

ただし、畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設並びに家畜市場の整備に限るものとする。

(16) 知事が地方農政局長と協議して認める団体

(3) 事業実施主体が、強い農業づくり交付金実施要綱に基づき、乳業再編整備等に向け設定する成果目標の達成のために行う整備事業に要する経費に対し、市町が補助するのに要する経費

(4) 事業実施主体が、強い農業づくり交付金実施要綱に基づき、

3 経費の欄の1の(3)の事業実施主体は、次に掲げる者とする。

(1) 農業協同組合連合会

(2) 農業協同組合

(3) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第2条の規定に基づき、農林水産大臣が定める基準（平成15年10月1日農林水産省告示第1538号）第2号に規定する基準に適合するものに限る。）

(4) 公社

(5) 事業協同組合連合会及び事業協同組合

(6) 乳業再編等協議会（生産局長等が別に定めるものに限る。）

(7) 集送乳合理化等推進整備は、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第5条に規定する指定生乳生産者団体とする。

4 経費の欄の1の(4)の事業実施主体は、次に掲げる者とする。

3 経費の欄の1の(3)については、当該事業に要する経費の3分の1以内（農林水産省総合食料局長、農林水産省生産局長及び農林水産省経営局長（以下「生産局長等」という。）が強い農業づくり交付金実施要領に定める場合にあっては、生産局長等が国実施要領に定める率又額以内）とする。

| | | | | | |
|-------|--|--|--|--|--|
| | <p>経営資源有効活用の推進に向け設定する成果目標の達成のために行う整備事業に要する経費</p> <p>(5) 事業実施主体が、強い農業づくり交付金実施要綱に基づき、経営資源有効活用の推進に向け設定する成果目標の達成のために行う整備事業に要する経費に対し、市町が補助するのに要する経費</p> | <p>市町</p> <p>5 経費の欄の1の(5)の事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 農業協同組合連合会 (2) 農業協同組合 (3) 公社 (4) 土地改良区 (5) 農事組合法人 (6) 農事組合法人以外の農業生産法人 (7) 特定農業団体 (8) その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。） (9) 事業協同組合連合会及び事業協同組合 (10) 特認団体</p> | | | |
| (国事業) | <p>2 附帯事務費</p> <p>市町が1の(1)及び(2)の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費</p> | | <p>4 経費の欄の2については、当該事業に要する経費の2分の1以内</p> | | |

備考 補助率(額)の欄の「財政力指数」は、地方交付税法(昭和23年法律第211号)第14条の規定により算定した基準財政収入額(錯誤措置額を除く。)を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額(錯誤措置額を除く。)で除して得た数値で、当該年度前3年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値をいう。